

議 第 5 号

外国人介護人材が長期的に働き続けられる
環境の整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、介護人材が不足する我が国の介護分野においては、技能実習生を含む外国人介護人材が介護の担い手として大きな役割を果たす一方で、介護老人福祉施設等の多くは、人材や資金等の経営資源に限りがある中小規模の介護事業者によって運営されている。

外国人介護人材に関しては、就労開始から通常6月を経過するまで、施設の人員配置基準上、職員等としての算入を認めないとする取扱いの要件を緩和する検討が行われているものの、介護事業者が日本語の教育費や介護福祉士国家資格の取得支援費用のほか、住居の確保に伴う家賃等を負担する場合も多く、中小規模の介護事業者の大きな負担となっている。

また、外国人介護人材が日本で長期的に働き続けていく上では、無期限の在留資格が認められる介護福祉士国家資格の取得が特に重要であるとともに、実習実施者である介護事業者による低賃金等の不当な労働条件での雇用や、監理団体が技能実習の実施状況の確認を怠るといった外国人材に関する不適切な対応の是正が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中小規模の介護事業者の実情を踏まえ、外国人介護人材が、適正な待遇の下で長期的に働き続けられる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 人員配置基準上の取扱いの見直しは介護現場の実態に配慮して進めるとともに、外国人介護人材に係る事業者の費用負担の軽減策を強化すること。
- 2 介護福祉士国家試験の合格率の向上を視野に入れた外国人介護人材に対する日本語の修学機会の充実等を図ること。
- 3 外国人材の人権の保護や職場環境の適正化を図るため、実習実施者・監理団体等への厳格な審査・指導を行うこと。